○総務省告示第二百四十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百九十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日　　総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　ＮＴＴドコモビジネス株式会社	七　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
［八～十　略］	［八～十　同上］
十一　ＮＴＴメディアサプライ株式会社	十一　エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社
［十二～二十八　略］	［十二～二十八　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第二百四十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の五及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の十九の規定に基づき、令和五年総務省告示第四百十六号（特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日　　総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一・二　略］	［一・二　同左］
［削る］	三　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
三　株式会社ＮＴＴドコモ	四　［同左］
四　ＮＴＴドコモビジネス株式会社	［新設］
五　ＮＴＴ西日本株式会社	［新設］
六　ＮＴＴ東日本株式会社	［新設］
七～十一　［略］	五～九　［同左］
［削る］	十　西日本電信電話株式会社
［削る］	十一　東日本電信電話株式会社
［十二～十九　略］	［十二～十九　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第二百五十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の四十第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第四百九十七号（地方税法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する電気通信事業を営む者を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
ＮＴＴ東日本株式会社	東日本電信電話株式会社
ＮＴＴ西日本株式会社	西日本電信電話株式会社
ＫＤＤＩ株式会社	ＫＤＤＩ株式会社
ソフトバンク株式会社	ソフトバンク株式会社
ＮＴＴドコモビジネス株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
楽天モバイル株式会社	楽天モバイル株式会社

○農林水産省告示第千四十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和七管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年七月一日　　農林水産大臣　小泉進次郎

大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和７管理年度（令和７年８月１日から令和８年７月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

683.66トン